


広島県収受	
第	号
- 4, 8, 29	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

別記第 37 号様式 (省令第 45 条の 2 関係)

特定麻薬等原料卸小売業者業務 (変更) 届

麻薬等原料営業所	所在地	広島市南区段原日出一丁目 1 番 1 5 号
	名称	広島和光株式会社 広島営業所
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ N-アセチルアントラニル酸及びその塩類 ・ イソサフロール ・ エルゴタミン及びその塩類 ・ エルゴメトリン及びその塩類 ・ 過マンガン酸カリウム ・ サフロール ・ ピペロナール ・ 3, 4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン ・ 無水酢酸 ・ リゼルギン酸及びその塩類 ・ 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類 ・ 1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類 ・ メチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類 ・ 2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類 ・ 4-アニリノピペリジン及びその塩類 ・ 1, 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類 ・ N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類 	
備考	<p>業務を届け出た年月日：平成 29 年 9 月 29 日</p> <p>業務変更の事由：取り扱い品名の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-アニリノピペリジン及びその塩類 ・ 1, 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類 ・ N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類 <p>業務変更の年月日：令和 4 年 8 月 26 日</p>	
<p>上記のとおり、業務 (変更) を届け出ます。</p> <p>2022 年 8 月 25 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  <p>広島市保健所 環境衛生課 収受 - 4, 8, 25 第 号</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 広島市南区 段原日出一丁目 1 番 1 5 号</p> <p>氏名 (法人にあつては、名称) 広島和光株式会社 代表取締役 木村 洋介</p> </div> </div> <p>広島県知事様 (保健所設置市のみ) 広島県 広島市 保健所長 様</p>		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。
- 2 変更届の場合、備考欄に業務を届け出た年月日、業務変更の事由及びその年月日を記載すること。